

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.79

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2024年6月7日

【提出日】 2024年6月14日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 保有株券等の内訳が1%以上変動したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スリー・ディー・マトリックス
証券コード	7777
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 水本 真矢 橘川 文哉 早水 優介
電話番号	03-5220-1947

## (2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）
-----------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,565,134
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 32,332,600
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 24,179,879
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 59,077,613
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		59,077,613
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		56,512,479

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年5月31日現在)	V	83,040,709
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		42.33
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		42.46

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年4月9日	株券	21,800	0.02	市場内	処分	
2024年4月10日	株券	37,500	0.03	市場内	処分	
2024年4月11日	株券	22,000	0.02	市場内	処分	

2024年4月12日	株券	48,100	0.03	市場内	処分	
2024年4月15日	新株予約権証券 (第39回新株予約 権)	650,000	0.47	市場外	処分	新株予約権 の行使
2024年4月15日	株券	650,000	0.47	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (114円)
2024年4月15日	株券	219,100	0.16	市場内	処分	
2024年4月16日	株券	139,000	0.10	市場内	処分	
2024年4月17日	株券	98,500	0.07	市場内	処分	
2024年4月18日	株券	49,000	0.04	市場内	処分	
2024年4月19日	株券	223,000	0.16	市場内	処分	
2024年4月22日	新株予約権証券 (第39回新株予約 権)	650,000	0.47	市場外	処分	新株予約権 の行使
2024年4月22日	株券	650,000	0.47	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (106円)
2024年4月22日	株券	63,500	0.05	市場内	処分	
2024年4月23日	株券	26,500	0.02	市場内	処分	
2024年4月24日	株券	16,600	0.01	市場内	処分	
2024年4月24日	新株予約権証券 (第39回新株予約 権)	690,000	0.49	市場外	処分	新株予約権 の行使
2024年4月24日	株券	690,000	0.49	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (106円)
2024年4月25日	株券	51,200	0.04	市場内	処分	
2024年4月26日	株券	67,900	0.05	市場内	処分	
2024年4月30日	株券	47,300	0.03	市場内	処分	
2024年5月1日	株券	53,400	0.04	市場内	処分	
2024年5月2日	株券	171,000	0.12	市場内	処分	
2024年5月7日	株券	49,800	0.04	市場内	処分	
2024年5月8日	株券	63,200	0.05	市場内	処分	
2024年5月9日	株券	64,800	0.05	市場内	処分	
2024年5月10日	株券	38,300	0.03	市場内	処分	
2024年5月13日	株券	85,200	0.06	市場内	処分	
2024年5月14日	株券	66,100	0.05	市場内	処分	

2024年5月15日	株券	59,900	0.04	市場内	処分	
2024年5月16日	株券	55,000	0.04	市場内	処分	
2024年5月17日	株券	62,000	0.04	市場内	処分	
2024年5月20日	株券	228,000	0.16	市場内	処分	
2024年5月21日	株券	99,500	0.07	市場内	処分	
2024年5月22日	株券	24,600	0.02	市場内	処分	
2024年5月22日	新株予約権証券 (第39回新株予約 権)	1,400,000	1.00	市場外	処分	新株予約権 の行使
2024年5月22日	株券	1,400,000	1.00	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (109円)
2024年5月23日	株券	129,400	0.09	市場内	処分	
2024年5月24日	株券	61,500	0.04	市場内	処分	
2024年5月27日	株券	166,900	0.12	市場内	処分	
2024年5月28日	株券	145,900	0.10	市場内	処分	
2024年5月29日	株券	88,100	0.06	市場内	処分	
2024年5月30日	株券	45,100	0.03	市場内	処分	
2024年5月31日	株券	43,500	0.03	市場内	処分	
2024年6月3日	株券	71,500	0.05	市場内	処分	
2024年6月4日	株券	95,400	0.07	市場内	処分	
2024年6月5日	株券	74,000	0.05	市場内	処分	
2024年6月6日	株券	140,500	0.10	市場内	処分	
2024年6月7日	新株予約権証券 (第39回新株予約 権)	2,600,000	1.86	市場外	処分	新株予約権 の行使
2024年6月7日	株券	2,600,000	1.86	市場外	取得	新株予約権 の行使によ る取得 (121円)
2024年6月7日	株券	373,100	0.27	市場内	処分	

## ( 6 ) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (以下「割当先」という。)との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有する。

## &lt; 第36及び第39回新株予約権 &gt;

譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(第36回新株予約権について)一定の事由が発生した場合、発行者はブラック・ショールズ価格で当該新株予約権を買い取る。

## &lt; 第5回、第6回及び第7回新株予約権付社債 &gt;

(1) 譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

(2) 各転換価額修正日において一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうち低い額に係る部分(本対象部分)を、当社普通株式に転換する。

(3) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還する。

(4) 一定の事由が発生した場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。

## ( 7 ) 【保有株券等の取得資金】

## 【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	4,197,301
上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	4,197,301

## 【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

## 【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地